

愛知県の文書回答 (2010年)

◇懇談日時 2010年11月15日(月)午後2時～4時

◇懇談場所 愛知県庁・東大手庁舎4階409号
(名古屋市役所・東庁舎の東側)

別 紙 (様式1)

要請番号	【1】①	所管課名	健康福祉総務課
------	------	------	---------

<要請内容>

【1】自治体の基本的あり方について

- ① 憲法25条、地方自治法第1条を踏まえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

<回答要旨>

本県におきましては、現在の社会経済情勢を踏まえ、雇用や医療、福祉の不安を一掃する「安心」の社会づくりや、誰もが自らの夢に向かって挑戦できる「希望」あふれる社会づくりに取り組んでいます。

こうした、事業の実施にあたりましては、憲法を始め各法令の規定を遵守し、適切に進めているところであります。

別 紙（様式1）

要請番号	【1】②	所管課名	健康福祉総務課
<要請内容>			
② 各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、県独自に施策を継続実施してください。			
<回答要旨>			
国の臨時特例交付金を財源として実施する事業のうち、事業期間終了後も継続する必要がある事業については、引き続き国の財源措置により対策を講じるよう要望しています。			

別 紙（様式1）

要請番号	【1】③	所管課名	総務部税務課
<要請内容>			
③ 税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。			
<回答要旨>			
税の滞納者に対する行政サービスの制限は、行っていません。			

別紙（様式1）

要請番号	【2】1 (1) ①	所管課名	高齢福祉課
------	------------	------	-------

<要請内容>

【2】以下の事項を実現し、福祉施策を充実してください。

1 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

① 低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

<回答要旨>

低所得者に対する介護保険料の軽減措置につきましては、制度の趣旨に沿って各保険者の判断により実施することができるとされています。

ただし、介護保険が介護を国民皆で支え合う制度である点や公平性という観点から、保険料の全額免除や、資産等を考慮せず収入のみに着目した一律減免、一般財源による保険料減免分の補填は適当ではないという国の方針が示されています。

こうした中、県内でも多くの保険者において低所得者の方への個別の減免が行われています。

なお、県としましても、低所得者対策は全国的な問題であることから、低所得者対策の拡充について国に対して要望しているところです。

別 紙（様式1）

要請番号	【2】1 (1) ②	所管課名	高齢福祉課
<要請内容>			
② 低所得者に対する利用料の減免制度を実施してください。			
<回答要旨>			
<p>低所得者に対する利用料の軽減につきましては、食費や居住費（滞在費）の負担上限額と基準費用額の差額を補足する「特定入所者介護サービス費（補足給付）」、1か月の利用者負担上限額を超える額を償還払いする「高額介護サービス費」の支給、1年間の世帯における介護及び医療の利用者負担上限額を超える額を償還払いする「高額医療合算介護サービス費」の支給、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度などが実施されています。</p> <p>なお、県としましても、低所得の方でも必要なサービスが利用できるよう、利用者負担に関する低所得者対策の拡充について国に対して要望しているところです。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】1(1)③	所管課名	高齢福祉課
------	----------	------	-------

<要請内容>

③ 訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反する
サービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。

<回答要旨>

本県におきましては、従来から厚生労働省通知（平成15年5月8日付）の
とおり実施しており、院内介助であることをもって、一概に介護報酬上の算定
をしないとする取扱いはしておりません。

この取扱いについては、毎年実施している事業者講習会において、院内介助
の報酬請求にあたっての留意事項として周知しております。

なお、平成22年4月28日付けで、厚生労働省から改めて通知があり、こ
の内容を高齢福祉課のホームページに掲載しております。

別 紙（様式1）

要請番号	【2】1 (1) ④	所管課名	高齢福祉課
------	------------	------	-------

<要請内容>

④ 特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤整備が円滑にすすみ、低所得者や医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

<回答要旨>

県では、平成21年3月に「第4期愛知県高齢者保健福祉計画」を策定し、特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護など施設・在宅サービスの基盤整備を計画的に推進しております。

また、平成21年度に「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を造成し、これにより、平成21年度から平成23年度の3年間に、小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームなどの緊急整備を進めているところです。

低所得者の方々に対しましては、利用者の1割負担の軽減措置や、特別養護老人ホームなどに入所している方には、居住費及び食費の軽減を行っているところです。

別 紙

要請番号	【2】1(1)⑤	所管課名	高齢福祉課、地域福祉課
<要請内容>			
⑤ 介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。			
<回答要旨>			
<p>平成21年4月に介護報酬が改定（3%アップ）されましたが、他の業種との賃金格差を縮め、介護職員の処遇改善を更に進めるために「経済危機対策」として、平成21年度の補正予算により、介護職員1人当たり月額1万5千円相当分の賃金引き上げを趣旨とした「介護職員処遇改善交付金」が創設されました。</p> <p>平成22年10月からは、介護職員の能力、資格、経験等に応じた処遇を行うことを定めるキャリアパスに関する要件等を加えております。</p> <p>この交付金制度は、介護人材の確保のために大変有効な制度であると考えておりますので、できるだけ多くの事業所に利用してもらえるよう事業者講習会での説明や全対象法人に対して郵送による案内をするなど、積極的にPRを行っております。</p> <p>また、介護労働者を確保するための研修につきましては、障害者自立支援対策等臨時特例基金を活用しまして、介護福祉士等の有資格者で福祉・介護分野で就労していない方の再就業を支援するための研修を行っています。</p> <p>さらに、在宅サービス事業所や小規模事業所では、効率性の問題により、求人や広報、研修等を自ら実施することが困難な場合があることから、複数の事業所がネットワークを形成し、合同研修などを実施することにより、キャリア開発を行い、人材の確保、育成を図るための支援を行っております。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】1(2)①	所管課名	高齢福祉課
<要請内容>			
(2) 高齢者福祉施策の充実について			
① 配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。			
<回答要旨>			
配食サービスは、市町村が実施しております地域支援事業において、栄養改善が必要な高齢者に対して、見守りを兼ねたサービスの支援が実施できることになっております。 また、市町村では、単独事業として、地域の実情に応じ様々な方法により、配食サービスの事業を実施しております。			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】1(2)②アイウ	所管課名	高齢福祉課
------	-------------	------	-------

<要請内容>

② 「消えた高齢者」が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策の充実してください。

イ 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策の充実してください。

ウ 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

<回答要旨>

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう支援するため、市町村では、地域支援事業において、高齢者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業であれば、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業を実施することができるようになっております。

また、市町村では、見守りを必要とする世帯の把握を行うとともに、単独事業として、地域の実情に応じて様々な方法により、高齢者の自立した日常生活の支援のための事業を実施しているところであります。

別 紙

要請番号	【2】1(2)②エ	所管課名	建設部公営住宅課
<要請内容>			
<p>② 「消えた高齢者」が社会問題になってますが、高齢者が地域でいき いきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。</p> <p>エ 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者 住宅を公営で整備してください。</p>			
<回答要旨>			
<p>現在、新たに建設している県営住宅は、全てバリアフリー対応となっており ます。</p> <p>既設住宅で、バリアフリー化がされていない住宅につきましては、床段差の 解消や手すりの設置を行う改善工事を実施しており、平成21年度から平成 31年度までの11年間で5,500戸の改善を実施する計画です。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】1 (3) ①②	所管課名	高齢福祉課
<要請内容>			
(3) 障がい者控除の認定について			
① 介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。			
② すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。			
<回答要旨>			
老齢者につきましては、所得税法施行令及び地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている方等のほか、それらの方に準ずるとして市町村長の認定を受けている方が障害者控除の対象とされているところです。障害者又は特別障害者であることの認定につきましては、国の通知により市町村の事務とされており、市町村では国が示した認定の基準や障害者控除の取扱いに関する参考事項に沿って認定方法を定め、手続きが円滑に行われるよう広報紙、窓口での案内・チラシの設置、要介護認定者への案内などにより周知を図っています。			
「要介護認定」と「障害認定」は判断基準が異なるため、要介護認定の結果のみをもって一律に身体障害等の何級に相当するかを判断することは困難であると考えておりますが、各市町村が介護保険制度の趣旨に沿って、適切な方法で認定を行うよう周知徹底を図っているところです。			
また、障害者控除等の認定基準につきまして、対象者の認定が公平、公正かつ適切に行われるよう具体的、統一的な基準を示すよう国に要望しております。			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】2①	所管課名	医務国保課
------	-------	------	-------

<要請内容>

2 高齢者医療などの充実について

① 後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大して下さい。

<回答要旨>

県におきましては、少子・高齢化の急速な進展など社会環境の大きな変化に対応するとともに、将来にわたって福祉医療制度を安定的に維持・運営していくために、平成20年度に福祉医療全体について見直しを行い、現在の助成対象となっております。

なお、後期高齢者医療制度については廃止される方針となっており、新たな医療制度の仕組みや被保険者の負担などについて検討が進められておりますので、その動向も注視していく必要があると考えております。

別 紙（様式1）

要請番号	【2】2②	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
② 後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。			
<回答要旨>			
<p>資格証明書の発行（広域連合）は、保険料を納付する資力が十分にありながら、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方に、被保険者間の負担の公平の観点からやむを得ず行う措置でありますが、厚生労働省からの通知(21年10月)により、現在においては、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、原則として交付しないことが基本的な方針となっております。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】2③	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
③ 後期高齢者医療制度に加入しない 65～74 歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。			
<回答要旨>			
<p>本県の障害者医療は、所得制限や一部自己負担金導入することなく、対象も他県が実施しておりません自閉症と診断された方を含むなど、限られた財源で幅広く助成を実施しております。全国トップの手厚い制度となっております。</p> <p>この水準をこれからも維持し、障害者の方々の医療に寄与するため、今後も国の制度ができるだけ活用するという趣旨で、事業実施主体である市町村とも協議し、65 歳から 74 歳の障害者の方については長寿医療制度に加入されている方を医療費助成の対象とするという、現在の制度のかたちとなったものでございます。</p> <p>なお、後期高齢者医療制度については廃止される方針となっており、新たな医療制度の仕組みや被保険者の負担などについて検討が進められておりますので、その動向を注視していく必要があると考えております。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】2④	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
④ 後期高齢者の健康診査事業に補助金を出してください。			
<回答要旨>			
<p>現行制度では高齢者の健診は努力義務となっておりますが、現行制度廃止後は、高齢者の方についても国保・被用者保険の下で各保険者の実施義務として行うことが検討されており、その場合、都道府県も応分の負担をすることになると考えます。</p> <p>なお、保険料の抑制のための公費投入という点では、平成21年度に比べて22年度は保険料が約12%上昇すると見込まれたため、本県として約9億4千万円を財政安定化基金に積み増しして広域連合に交付し、保険料の伸びを約5%に抑制したところであります。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】3①	所管課名	児童家庭課
------	-------	------	-------

<要請内容>

3 子育て支援について

- ① 18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。

<回答要旨>

子ども医療費助成制度については、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、平成20年4月から通院については小学校就学前まで、入院については中学校卒業までと、無料化の範囲を従来に比べまして大幅に拡大したところです。

大幅な税収減が続く未曾有の財政危機の中、平成22年度においても、お子さんに安心して医療を受けていただくため、この水準を維持したところであり、今後も引き続き現行どおり実施してまいりたいと考えております。

また、市町村により現物給付（窓口無料）の対象年齢が異なっておりますが、市町村ごとに努力いただいているところです。

別 紙（様式1）

要請番号	【2】3②	所管課名	児童家庭課
------	-------	------	-------

<要請内容>

② 妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

<回答要旨>

妊産婦の健診に関する財源は、平成10年度から市町村への地方交付税措置として一般財源化され、各市町村の実情に応じた取組みがなされてきました。平成21年1月からは地方交付税及び国交付金により、妊婦健診の公費負担が従来の5回から14回に拡大され、平成21年度からは、すべての市町村で14回の妊婦健診を実施しております。

本制度については、平成22年度末までの時限的措置であることから、引き続き円滑に事業を実施できるよう、国へ財源の確保について要望しているところです。

別 紙

要請番号	【2】3③	所管課名	教育委員会財務施設課
<要請内容>			
③ 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。			
申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくすように指導してください。			
<回答要旨>			
就学困難な児童及び生徒に係る就学援助は、市町村が実施主体であります。「就学援助」には、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」による国の補助金を受けて、国の基準により実施する生活保護法に規定する「要保護児童生徒」に対するものと、市町村が独自の基準を設けて実施する「準要保護児童生徒」に対するものがあります。			
なお、「準要保護児童生徒」に対する就学援助については、平成17年度から、地方分権改革の一環として、国の補助金を廃止し、財源を税源移譲及び地方交付税化されたところです。			
県においては、法定受託事務として、「要保護児童生徒援助費補助金等」について、市町村からの補助金申請の取りまとめ、国からの交付決定通知事務、及び国の委任による補助金の支出事務のみを行っています。			

別 紙

要請番号	【2】3④	所管課名	教育委員会健康学習課
<要請内容>			
④ 義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。			
<回答要旨>			
<p>学校給食にかかる経費については、学校給食法により負担者が定められており、施設設備費・人件費は設置者である市町村、他の経費は保護者が負担することになっております。ただし、光熱水費は管理的経費の性格が強いことから設置者負担とすることが望ましく、県内の市町村では食材料費のみを保護者に負担していただいております。</p> <p>なお、一部の市町村においては、保護者の経済的負担を軽減するために給食費の一部に補助しております。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】4①	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
4 国保の改善について			
① 国民健康保険制度の広域化に反対してください。			
<回答要旨>			
国民健康保険制度の広域化については、高齢者医療制度改革会議の中で打ち出された方針であり、若年者部分を含めた全年齢を対象に都道府県単位化し、運営主体を変更するというものです。			
これについて神田愛知県知事は、議論の進め方があまりにも拙速であるとの危惧と、財政問題をはじめ国の覚悟、方針を早期に示すことを申し述べ、さらに、医療保険制度は、保険者機能を發揮し、加入者間の負担・給付の公平性を確保する観点から持続可能で後世に誇りうる制度とするために十分な時間かけて議論を尽くすべきと強調しています。			
なお、国民健康保険の広域化については、本年5月の国民健康保険法改正により、都道府県が、市町村への支援の方針として広域化等支援方針を策定することができることとされたところであり、本県においては、都道府県単位の財政運営等の検討は来年度以降行うこととしています。			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】4②	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
② 保険料(税)について			
ア これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。			
イ 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。 当面、一般会計による減免を実施してください。			
ウ 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。			
エ 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。			
<回答要旨>			
保険料(税)の減免については、市町村の条例に定めるところにより、災害等によって保険料の納付が著しく困難になった方、また、これに準ずると認められた方で、市町村長が必要と認めるものに対して行うこととなっております。			
なお、この減免に対しては、国の財政調整交付金で補填される仕組みが出来ております。			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】4③ア	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
③ 保険料（税）滞納者への対応について ア 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。			
<回答要旨>			
被保険者資格証明書については、平成12年度の法改正で法的整備がなされ、国民健康保険法第9条第3項において、「保険料の滞納につき、災害その他政令で定める特別な事情がある場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。」とされました。被保険者資格証明書は、同法第9条第6項に基づき、被保険者証の返還に伴い交付するものであります。 なお、本年7月から、高校生世代のいる世帯には資格証明書を発行しないなど、国も制度の見直しを社会状況の変化に合わせて行っております。 ところで、保険証が手元に届かない被保険者がいらっしゃいましたら、市町村の国民健康保険担当課にその旨をご連絡ください。			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】4③イウエ	所管課名	医務国保課
------	----------	------	-------

<要請内容>

③ 保険料（税）滞納者への対応について

- イ 滞納者に対し給付の制限をしないでください。
- ウ 保険料（税）を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。
- エ 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

<回答要旨>

市町村は法令に則り国保事業を執行しているところですが、保険料（税）滞納者に対しては、市町村の担当者が納付（税）相談を行い、住民である被保険者が納付（税）できる状況作りに努めておりますので、保険料（税）の納付について是非市町村の窓口でご相談ください。

被用者保険等の被保険者や生活保護の被保護者以外は国民健康保険の被保険者となることから、市町村の国民健康保険の担当課では国民年金の担当生活保護の担当とも連携し、常日頃から未適用者の実態把握に努めております。

別 紙（様式1）

要請番号	【2】4④	所管課名	医務国保課
------	-------	------	-------

<要請内容>

④ 一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

<回答要旨>

一部負担金の減免については、市町村の条例に定めるところにより、災害等によって生活が著しく困難になった者、また、これに準ずると認められた者の中、個々の状況を確認したうえで、市町村長が必要と認めるものに対して行うこととなっております。

なお、この減免の対象となる条件が市町村により異なることから、その制度周知については市町村独自に被保険者に対して実施することとなります。

別 紙（様式1）

要請番号	【2】4⑤	所管課名	医務国保課
------	-------	------	-------

<要請内容>

⑤ 国民健康保険への県の補助金を増額してください。

<回答要旨>

県単独補助金は、県の危機的な財政状況から年々削減を余儀なくされております。

そのため、市町村への県補助金である「事業費補助金」は県独自の福祉医療制度の実施に伴い、国から市町村へ交付される「療養給費等負担金」の減額措置に対する補填であることから、まず、この減額措置を廃止するよう国に働きかけております。

別 紙

要請番号	【2】5①ア	所管課名	障害福祉課
------	--------	------	-------

<要請内容>

5 障がい者施策の充実について

① 現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具
体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、
県および市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

ア 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にして
ください。

<回答要旨>

自立支援医療については、世帯の所得に応じた区分により負担上限額が定め
られ、利用者負担の軽減が図られていますが、一層の軽減が図られるよう、
全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会を通じて国に要望していると
ころであり、実現に向けて今後も要望していきます。

また、現在、国において障害者制度改革及び関連法の整備が進められており、
障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法（仮称）についても検討が行われ
ているところですが、新法制定までの間においても、可能な限り施策の改善を
進めるよう、全国知事会から国に要望しています。

なお、県が独自に利用者負担を無料とすることは考えておりません。

別 紙

要請番号	【2】5①イ	所管課名	障害福祉課
------	--------	------	-------

<要請内容>

① 現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、県および市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

イ 利用者負担の際の収入認定は、障がい者（児）本人（個人単位）としてください。

<回答要旨>

障害福祉サービスの利用者負担の収入認定における世帯の範囲につきましては、従前は、障害者の属する世帯全員を対象としていたものを、障害者（原則18歳以上）につきましては平成20年7月からは、本人及び配偶者に限定されたところでございます。

また、国に対しましては、全国主要都道府県民生主管部(局)長連絡協議会における今年度の国への要望活動の中で、障害福祉サービス等の利用者負担については、「障害者が安心して必要なサービスを利用できるよう、引き続き実態を踏まえた検証を行い、所要の改善を図ること。」を要望しているところであります。

別 紙

要請番号	【2】5①ウ	所管課名	障害福祉課
------	--------	------	-------

<要請内容>

- ① 現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、県および市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。
- ウ 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。

<回答要旨>

移動支援事業等の地域生活支援事業費補助金の国の予算につきましては、対象経費満額の補助となっていない状況であることから、十分に予算を確保されるよう、国に対して要望しているところです。（県は国の1／2以内の額を補助する）

別 紙

要請番号	【2】5①エ	所管課名	障害福祉課
<要請内容>			
① 現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具體化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、県および市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。			
エ 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。			
<回答要旨>			
障害者自立支援法により導入された食費や光熱水費等の実費負担については、低所得者の方に配慮した軽減策が講じられています。			
例えば、入所施設における食費・光熱水費の実費負担については 58,000 円を限度として施設ごとに額が設定されますが、低所得者に対する給付については費用の基準額を 58,000 円として設定し、福祉サービス費の定率負担と食費・光熱水費の実費負担をしても少なくとも手元に 25,000 円が残るように補足給付が行われます。また、通所施設等では施設から提供される食事について利用者の所得階層が低所得、一般 1 の場合、食材料費のみの負担となり、軽減が図られています。したがいまして、県としてさらなる軽減制度をもうけることは考えておりません。			
現在、国において、食費や光熱水費の実費負担について障がい者制度改革推進会議の総合福祉部会において検討されており、その推移をみまもりたいと思います。			

別 紙

要請番号	【2】5①オ	所管課名	障害福祉課
------	--------	------	-------

<要請内容>

① 現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具
体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、
県および市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。
オ 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準
としたサービス利用の制限を撤廃してください。

<回答要旨>

障害程度区分認定につきましては、全国主要都道府県民生主管部(局)長連絡
協議会における今年度の国への要望活動の中で「障害程度区分の認定につい
ては、二次判定における知的障害者及び精神障害者等の上位区分への変更率が
高くなっていることから、コンピューターによる一次判定において、障害程度
区分が適切に反映されるよう、現行の認定状況などを踏まえ、認定調査項目や
判定プロセスなどを見直すこと。」を要望したところであります。

また、障害程度区分によるサービスの利用制限につきましても、同協議会で
要望しているほか、15大都道府県障害福祉主管課長会議において、要望を行
う予定であります。

別 紙

要請番号	【2】5②	所管課名	障害福祉課
<要請内容>			
② ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。			
<回答要旨>			
<p>障害福祉サービスについては、第2期愛知県障害福祉計画（計画期間：平成21～23年度）において年度ごとの見込量を定めており、訪問系サービスについては、平成21年度は見込量を上回る実績となっていますが、障害のある方の地域生活を支える中核的なサービスであり、今後もニーズが高まることが予想されますので、計画的な整備を図っていきます。</p> <p>なお、人材の確保・定着を図るため、報酬改定での措置など恒久的な対策を図る必要があると考えておりますので、本県といたしましては、国の財政措置による恒久的な制度として確立するよう、国へ要請しております。</p> <p>次に、生活施設（入所施設）については、愛知県障害福祉計画において、地域生活移行を最大限努力することとし、今後入所施設は増やさないことを基本としておりますが、地域の実情において真に必要な整備は国においても認められております。そのため、今後の地域生活移行の状況や地域の配置バランスを考えながら必要性があれば個々に検討していくこととしております。</p> <p>また、グループホーム・ケアホームの整備については、新築及び改修に対する助成、住居を借り上げる際に発生する敷金礼金及び初度備品等開設準備経費に対する助成を行うことにより整備促進を図っております。</p>			

別 紙

要請番号	【2】5③	所管課名	障害福祉課
------	-------	------	-------

<要請内容>

③ 在宅重度障害者手当の2種で65歳以上の新たな対象者について元の制度に戻し、手当の対象にしてください。

<回答要旨>

平成20年4月より、65歳以上で新たに障害者となった方は、手当の対象外とする制度改正を実施しました。

この制度改正は、介護保険制度が発足し、年々介護保険サービスが充実してきており、高齢になってから障害者となられた方は、要介護認定を受けることにより、介護保険給付サービスを受けることができること、また、若年からの障害者の方々とは違い、現役時代における資産形成及び厚生年金等の年金があると考えられ、収入面ではある程度確保され、手当まで支給する必要性が乏しいことから、対象外としたものです。

以上のことから、改めて65歳以上で新たに障害者となられた方を手当の対象とすることは考えておりません。

別 紙

要請番号	【2】6①	所管課名	健康対策課
------	-------	------	-------

<要請内容>

6 健診事業について

① 特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団検診をともに実施してください。

<回答要旨>

特定健診は医療保険者が、がん検診については市町村が実施主体として、それぞれの事業を踏まえて行っているものであります。

検診の実施については、住民の利便を図り、検診を受けやすくするよう、実施主体に対してお願いをしているところです。

歯周疾患検診は、健康増進法に基づき、市町村が実施主体となり、それぞれの事情を踏まえ行っているものであります。

現在、県下全57市町村において、対象年齢である40歳、50歳、60歳及び70歳の方が年1回受診できる体制を整備しており、40市町村では無料になっております。

実施期間、形態については、住民の利便性を考慮して、検診を受けやすくするよう実施主体が努力しております。

別 紙

要請番号	【2】6②	所管課名	健康対策課
<要請内容>			
② 40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。			
<回答要旨>			
40歳未満の住民を対象とした健康診査については、学生であれば「学校保健安全法」のもと、働いている人は「労働安全衛生法」のもと年1回無料で健診を実施しています。また、無職の方であれば、市町村が実施主体となり、健康増進事業の一環として健康診査を実施しているところであります。			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】7 ①②	所管課名	健康対策課
<要請内容>			
7 予防接種について			
<p>① ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。</p> <p>② 上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。</p>			
<回 答>			
<p>県ではこれまで、感染症対策として必要な予防接種は、予防接種法に規定する定期の予防接種として、全国一律に実施されるべきとの考え方で、全国衛生部長会や国の施策・予算に対する提案・要望において、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンを始め、水ぼうそうやおたふくかぜワクチンにつきましても、早期に定期接種化を図るよう、平成19年度から毎年、対象ワクチンを順次拡大して国に要望してまいりました。</p> <p>一方、国におきましては、昨年12月に厚生科学審議会に設置された予防接種部会で、予防接種制度全体の見直しを図る中、ヒブ、肺炎球菌などの予防接種法に規定されていない、いわゆる任意の予防接種についても、法に規定するなどの公的関与を行うべきか、今年の4月から検討を開始しております。</p> <p>県といたしましては、現時点では、県独自の助成制度を設ける予定はございませんが、今後の部会の動向に注視するとともに、必要な予防接種が早期に全国一律に実施されるよう、引き続き国に対して強く要望してまいります。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】8①	所管課名	地域福祉課
------	-------	------	-------

<要請内容>

8 生活保護について

① 憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。
また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

<回答>

生活保護の申請については、申請権を侵害することのないよう、又、申請権を侵害していると疑われる行為自体厳に慎むよう各福祉事務所に対し、査察指導員会議や指導監査等、機会を捉えて指導しているところであります。

生活保護の実施に当たりましては、厚生労働省が示した「保護の実施要領」に基づき、各福祉事務所が適切かつ迅速に対応するよう、福祉事務所を指導しております。

別 紙（様式1）

要請番号	【2】8②	所管課名	地域福祉課
------	-------	------	-------

<要請内容>

② 就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

<回答>

専門職を含む正規職員の配置については、毎年増員を図るなど適正配置に勤めているところでありますが、昨今の生活保護世帯の急増に伴い、年度途中から基準を満たさない人員配置となっている福祉事務所がある状況となっております。

年度途中の人員配置については対応が困難な面もありますが、生活保護を適正に行うための現業員等の配置はもとより、面接相談員・就労支援員の配置について一層努めるよう、会議や指導監査など機会を捉え、福祉事務所に要請しているところです。

別 紙（様式1）

要請番号	【3】1 ①	所管課名	健康福祉総務課
<要請内容>			
【3】国及び広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。			
1 国に対する意見書・要望書			
<p>① 宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してくらせる年金制度を確立してください。</p> <p>また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。</p>			
<回答要旨>			
年金制度は国の直轄事務でありますので、国政の場での議論を見守ってまいります。			
<p>なお、年金記録不備問題に関しては、県民に大きな不安を与えていていることから、平成19年8月全国知事会から国に対し、「早急に住民の不安を解消し、年金制度に対する信頼を回復するため、適切な対応がなされるよう」要請しております。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】1 ②	所管課名	医務国保課
------	--------	------	-------

<要請内容>

② 後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。

<回答要旨>

現行制度廃止後の新たな制度の検討が進められておりますが、国民の理解と納得が得られ、国民皆保険制度が将来にわたって維持できるような制度設計とすべきと考えております。

また、国民健康保険の安定的な運営を確保するためには、国が財政的にその責任を果たす必要があると考えており、機会あるごとに、十分な財政措置を講じるよう国に対して要望をしております。

別 紙（様式1）

要請番号	【3】1 ③	所管課名	高齢福祉課、地域福祉課
<要請内容>			
<p>③ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。</p>			
<回答要旨>			
<p>介護給付費における国の負担分25%（施設給付費については20%）のうち、定率分は20%（施設給付費は15%）で、残りの5%は調整交付金とされていることから、県としましては、これまで全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会等を通じて「調整交付金については、国庫負担分とは別枠で措置すること」を要望しており、今後も引き続き要望してまいります。</p> <p>介護労働者の処遇改善につきましては、平成21年度から、障害者自立支援対策等臨時特例基金を活用し、公認会計士・中小企業診断士等のアドバイザーが、事業所や施設に対し労務環境の改善や福利厚生の充実など、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行っております。</p> <p>この基金は平成23年度までの時限措置であるため、平成23年度国の施策・取組に対する愛知県からの要請において、引き続き、基金について財源措置を図るとともに、恒久的な制度とするよう要望しているところであります。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】1④	所管課名	児童家庭課、医務国保課
<要請内容>			
<p>④ 18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。</p>			
<回答要旨>			
<p>医療保険制度においては、就学前までは自己負担が2割となっておりますが、子育て家庭へのさらなる経済的支援は重要と考えていますので、医療保険によるさらなる負担の軽減や無料化などを図ることについて要望しているところです。</p> <p>子ども医療費助成を始めとする地方単独福祉医療費の実施に伴う国庫負担金の減額に対して、県が単独で補助を行うなど、財政的な負担となっていることから、当該制度の実施に伴う国庫負担金の減額制度の廃止については、全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会等を通じて、毎年、国に要望しております。</p> <p>妊産婦の健診に関する財源は、平成10年度から市町村への地方交付税措置として一般財源化され、各市町村の実情に応じた取組みがなされてきました。平成21年1月からは地方交付税及び国交付金により、妊婦健診の公費負担が従来の5回から14回に拡大されていますが、本制度については、平成22年度末までの時限的措置であることから、国の財政措置による恒久的な制度として確立するよう、国に対して要望しているところです。</p>			

別 紙

要請番号	【3】1⑤	所管課名	総務部税務課
<要請内容>			
⑤ 消費税の引き上げは行わないでください。			
<回答要旨>			
平成22年度税制改正大綱において、「消費税については、今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、使途の明確化、逆進性対策、課税の一層の適正化も含め、検討していく」とされており、今後の状況を見守っていきたいと考えています。			

別 紙

要請番号	【3】1⑥	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
⑥ 国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。			
<回答要旨>			
<p>医師不足問題については、平成16年度から始まった新医師臨床研修制度など、国の制度に起因する部分が大きいため、国に対し、抜本的な医師確保対策の実施について強く要望を行ってきました。その結果、医師の養成数については、大学医学部の定員が平成19年度の7,625名から平成22年度には8,846名まで大幅に増員されました。</p> <p>また、平成22年度の診療報酬改定においては、病院勤務医の負担の軽減等を重点課題として、10年ぶりのプラス改定が行われました。</p> <p>看護師確保対策については、国は民間の看護師等学校養成所運営費に対する補助、看護職員の離職防止・再就業支援のための病院内保育所運営費に対する補助など、様々な対策を実施しています。</p> <p>国に対する働きかけとしては、全国知事会をとおして、医師確保対策を強力に推進すること、看護師等医療従事者の養成・確保や資質向上に係る環境整備強力に推進することなどの要望をしており、今後も国レベルで取り組むべき課題について、引き続き要望してまいります。</p>			

別 紙

要請番号	【3】1⑦	所管課名	障害福祉課
<要請内容>			
<p>⑦ 障がい者（児）が生きるために必要な福祉・医療制度の利用者負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。</p>			
<回答要旨>			
<p>障害福祉サービスの利用者負担につきましては、全国主要都道府県民生主管部(局)長連絡協議会における今年度の国への要望活動の中で「障害者が安心して必要なサービスを利用できるよう、引き続き実態を踏まえた検証を行い、所要の改善を図ること。」を要望したところであります。</p> <p>介護保険制度優先の適用につきましては、介護保険にはないサービスを利用する場合や同種のサービスにおいて利用量が不足する場合などにおきましては、障害福祉サービスの利用もできることとなっております。</p> <p>なお、自立支援法に代わる新しい障害者制度の検討の中では、この介護保険優先についても検討されることと思われますので、検討状況を注視し、適宜対応してまいりたいと考えております。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】1 ⑧	所管課名	高齢福祉課、障害福祉課
<要請内容>			
⑧ ヒブ・肺炎球菌・H P V等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。			
<回答要旨>			
<p>県ではこれまで、感染症対策として必要な予防接種は、予防接種法に規定する定期の予防接種として、全国一律に実施されるべきとの考え方で、全国衛生部長会や国の施策・予算に対する提案・要望において、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンを始め、水ぼうそうやおたふくかぜワクチンにつきましても、早期に定期接種化を図るよう、平成19年度から毎年、対象ワクチンを順次拡大して国に要望してまいりました。</p> <p>県といたしましては、今後とも、感染症対策として必要な予防接種が早期に全国一律に実施されるよう、引き続き国に対して強く要望してまいります。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】2①②③	所管課名	医務国保課
------	---------	------	-------

<要請内容>

2 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ① 低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ② 保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ③ 後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

<回答要旨>

後期高齢者医療制度については廃止される方針となっており、新たな医療制度の仕組みについて検討が進められておりますので、その動向を注視してまいります。